

公有財産の減額貸付けについて

次のとおり公有財産を減額貸付けするものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

上越市長 中 川 幹 太

|                 |                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 名 称             | 旧上越市三和西部スポーツハウス                                           |
| 所 在 地           | 土地 上越市三和区下中宇島分 3335 番 14 外 1 筆<br>建物 上越市三和区下中 3335 番地 14  |
| 区 分             | 土地 雑種地<br>建物 1 棟                                          |
| 面 積             | 土地 4,983.00 m <sup>2</sup><br>建物 672.45 m <sup>2</sup>    |
| 貸 付 料 の 年 額     | 528,000 円                                                 |
| 貸 付 け の 相 手 方   | 上越市大字藤野新田 336 番地 1<br>株式会社フォト・オフィスオーツー<br>代表取締役 大坪 幸信     |
| 貸 付 期 間         | 契約締結の日から 3 年間                                             |
| 減 額 貸 付 け の 目 的 | 供用廃止後の施設の有効活用を図るため、公募型プロポーザルにおいて契約候補者に選定された者に対し、減額貸付けするもの |
| 備 考             | 上記のほか、附属物一切を含む。                                           |